

○厚生労働省令第五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第七条、第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第一条の三の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令
(予防接種法施行規則の一部改正)
第一条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(予防接種の対象者から除かれる者)

第二条 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。)第一条の第三
一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一七七 (略)

八| ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが
明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものを除く。)及び重症複合
免疫不全症の所見が認められる者

九| (略)

十| 第二号から第六号まで及び第八号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態
にある者

(ロタウイルス感染症の予防接種の対象者)

第二条の二 令第一条の第三第一項の表ロタウイルス感染症の項に規定する厚生労働省令で定める
ワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める日は、同欄に
掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。

ワクチン		日
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン		生後二十四週に至る日の翌日
五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		生後三十二週に至る日の翌日

第二条の三 第二条の八 (略)

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象
疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に
掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症 状	期 間
(略)	(略)	(略)

改 正 前

(予防接種の対象者から除かれる者)

第二条 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。)第一条の第三
一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一七七 (略)

(新設)

八| (略)

九| 第二号から第六号までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(新設)

第二条の二 第二条の七 (略)

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象
疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に
掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症 状	期 間
(略)	(略)	(略)

B型肝炎	(略)	ロタウイルス感染症	アナフィラキシー	腸重積症	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	(略)	(略)
	(略)					(略)	(略)

附則

第十六条 令第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者については、令和四年三月三十一日までの間、第二条中「五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者」とあるのは、
「五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
五の二 風しんに係る予防接種の対象者（令附則第三項の規定による読替え後の令第一条の三第一項風しんの項第三号に規定する者に限る。）にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者」
と、同条第十号中「第二号から第六号まで」とあるのは、「第二号から第六号まで（第五号の二を除く。）」とする。

B型肝炎	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)						

附則

第十六条 令第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者については、平成三十四年三月三十一日までの間、第二条中「五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者」とあるのは、
「五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
五の二 風しんに係る予防接種の対象者（令附則第三項の規定による読替え後の令第一条の三第一項風しんの項第三号に規定する者に限る。）にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者」
と、同条第九号中「第二号から第六号まで」とあるのは、「第二号から第六号まで（第五号の二を除く。）」とする。

様式第一及び様式第二を次のように改める。

様式第一（第四条第二項第一号関係）

No. _____

予防接種済証（第 期）（定期）

住所
氏名

年 月 日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		

年 月 日

都道府県
市区町村長氏名

印

備考 不要の文字は抹消して用いること

様式第二 (第四条第二項第二号関係)

No. _____

_____ 予防接種済証 (第 期) (臨時)

住所氏名

年 月 日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		

年 月 日

都道府県

知事又は市区町村長氏名

印

備考 不要の文字は抹消して用いること

(予防接種実施規則の一部改正)
第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

目次		改正後	
第一章 第十章 (略)			
第十一章 ロタウイルス感染症の予防接種(第二十二条)			
第十二章 インフルエンザの予防接種(第二十三条)			
第十三章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種(第二十四条)			
附則			
(接種用器具の滅菌等)			
第三条 (略)			
2 注射筒、注射針、多圧針及び経口投与器具は、被接種者ごとに取り換えなければならない。 (予防接種を受けることが適当でない者)			
第六条 法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号) 第二条第二号から第十号までに掲げる者とする。 (臨時の予防接種)			
第八条 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib 感染症、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザ又は肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十三章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。			
第十一章 ロタウイルス感染症の予防接種 (接種の方法)			
第二十二条 ロタウイルス感染症の定期的予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、市町村長が当該各号に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、これらに準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。			
一 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを二十七日以上の間隔をおいて二回経口投与するものとし、接種量は毎回一・五ミリリットルとする方法			
二 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを二十七日以上の間隔をおいて三回経口投与するものとし、接種量は毎回二ミリリットルとする方法			
第十二章 (略)			
第二十三条 (略)			
第十三章 (略)			
第二十四条 (略)			
附則			
(急性灰白髄炎の臨時の予防接種の特例)			
第四条 急性灰白髄炎の臨時の予防接種は、当分の間、第八条の規定にかかわらず、経口生ボリオワクチンを経口投与することができることとし、その場合の接種方法及び接種量は、別に定める。			

目次		改正前	
第一章 第十章 (略)			
(新設) 第十一章 インフルエンザの予防接種(第二十二条)			
第十二章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種(第二十三条)			
附則			
(接種用器具の滅菌等)			
第三条 (略)			
2 注射筒、注射針及び多圧針は、被接種者ごとに取り換えなければならない。 (予防接種を受けることが適当でない者)			
第六条 法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号) 第二条第二号から第九号までに掲げる者とする。 (臨時の予防接種)			
第八条 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib 感染症、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎、インフルエンザ又は肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十二章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。			
(新設) 第十一章 (略)			
(新設) 第二十二条 (略)			
第十二章 (略)			
第二十三章 (略)			
附則			
(急性灰白髄炎の臨時の予防接種の特例)			
第四条 急性灰白髄炎の臨時の予防接種は、当分の間、第八条の規定にかかわらず、経口生ボリオワクチンを経口投与することができることとし、その場合の接種方法及び接種量は、別に定める。この場合において、第三条第二項中「及び多圧針」とあるのは、「、多圧針及び経口投与器具」とする。			

(傍線部分は改正部分)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。

(様式に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(ロタウイルス感染症の予防接種に係る経過措置)

第三条 この省令の施行前の経口投与であつて、第二条の規定による改正後の予防接種実施規則第二十三条に規定するロタウイルス感染症の経口投与に相当するものについては、当該経口投与を同条に規定するロタウイルス感染症の経口投与と、当該経口投与を受けた者を同条の規定による経口投与を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。